

会員募集の手順(例)

手順は一例です。
各町会・自治会の皆さまの行い
やすい方法でご協力をお願い
します。

募集用資材

- 会員募集チラシ (おおよそ世帯数分)
- 会員加入申込書 (//)
※3枚複写 (1枚目:社協控え 2枚目:町会控え 3枚目:会員証兼領収書)
- 会費集計袋 (おおよそ回覧部数)

取りまとめでいただく会員種類

- 個人会員 1口 1,000円
- 賛助会員 1口 5,000円
企業や、特に協賛いただける個人のかた。

- 資材仕分け** 班・組ごとに、資材の分配をお願いします。
- 資材の配布** 各世帯へチラシと申込書を配布してください。
※可能であれば、趣旨を伝えながら直にお渡しいただけましたら幸いです。
- 加入の受付** 記入例のとおり、申込書に記載されているかご確認ください。3枚目の会員証兼領収書を加入したご本人にお渡しください。
- 取りまとめ** 申込書の1枚目・2枚目と会費を集計袋に入れ、町会・自治会へご提出ください。町会・自治会によって取りまとめ方法が異なりますので、役員会などでご確認ください。
町会・自治会で取りまとめでいただいた会費と申込書は、職員が受け取りに参りますので、社協へご連絡ください。その他、下記の受付窓口、各支所などでも受け付けております。

任意加入なので、
強制感のないよう
ご配慮ください。

【記入例】

- ① 申込書に加入者のお名前、会員区分(個人または賛助のどちらかに○)、口数、金額を記入する。
- ② 地区名(町会・自治会など)を記入する。
- ③ 賛助会員のみ、住所・広報誌掲載の有無まで記入されているかご確認ください。
- ④ 申込書の「取扱者」の欄に 班長さん・組長さんの名前を記入する。

令和7年度 川口市社協 会員加入申込書		申込日	令和 7年 2月 10日
フリガナ	かわぐち しやすけ	地区名	※ご記入いただいた地区の社協への 還元対象となります。 〇〇町会
お名前	川口 社助	町会・自治会 分区など	〇〇町会
会費	<input type="radio"/> 個人会員 (1口1,000円) <input checked="" type="radio"/> 賛助会員 (1口5,000円)	住所	<input type="checkbox"/> 個人会員3口以上でのご加入または賛助会員への ご加入は寄附金控除の対象になります
※会員区分 に○印	※「住所・広報誌掲載」のご記入を お願いします。 1口 1,000 円	広報誌掲載	<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない
	取扱者		〇〇

社会福祉法人
川口市社会福祉協議会
〒332-0031
川口市青木3-3-1 青木会館2階
☎ 048-252-1294

■いただいた会費の50%は、市内全域のボランティア活動の推進や助けあい活動などに活用します。
■残りの50%は、お住まいの地域の福祉活動に活用しますので、地区名をご記入ください。
□賛助会員は本会広報誌(社協だより)に会員名を掲載します。掲載の可否をお選びください。

問合せ・受付窓口

社会福祉法人
川口市社会福祉協議会
住所) 川口市青木3-3-1 青木会館2階 電話) 252-1294

やすらぎ会館
住所) 川口市南鳩ヶ谷6-8-16 電話) 285-2050

かわぐちボランティアセンター
(休所日: 月曜・祝日)
住所) 川口市川口1-1-1 キュボ・ラ本館棟M4階 電話) 227-7640

※本紙の記載内容は令和6年12月現在のものです。



令和7年度版

社会福祉法人 川口市社会福祉協議会

会員募集の手引き (班長さん・組長さん用)

このたびは、川口市社協の会員募集にご協力いただき、誠にありがとうございます。

地域の福祉を進めるには、より多くのかたの理解と参加が必要なため、地域の基盤である町会・自治会の皆様に会員募集へのお力添えをお願いしています。
ご多用とは存じますが、ぜひご協力をお願いします。

この手引きは、ご協力いただくにあたり、川口市社協や会員制度について、よりご理解いただけるようにとお配りするものです。ぜひ、ご一読ください。



社会福祉協議会とは

社会福祉法に基づく非営利の組織として全国の市区町村に設置され、「社協」という愛称で呼ばれています。

「誰もがあんしんして暮らせる福祉のまちづくり」を目指して、地域住民同士の助けあい・支え合いを中心とした地域福祉の推進に努めています。

→川口市社協の事業内容につきましては2~3ページをご覧ください。

社協会員制度とは

会員制度は、地域の皆さまに、社協の活動をご理解いただいたうえで、会費というかたちで地域福祉活動に参加・協力していただく制度です。

会員になると、なにかメリットはありますか？

会費は、社協の活動や地域の福祉を財政面から支えていただくものです。

会員特典のようなものではありませんが、地域のため、支援を必要としているかたのためというお気持ちで、ご協力をお願いしています。

※川口市社協の会員会費は、対価性がなく、寄附金と同様の扱いとなるため、一定額以上の会費は寄附金控除の対象となります。

※賛助会員はご希望に応じて社協の広報誌とホームページ等に会員名を掲載させていただきます。

会員募集期間は？ → 2月~3月を強化月間としていますが、年間を通じてご加入いただけます。各町会・自治会の皆様が動きやすい時期に募集活動を行っていただけましたら幸いです。

※会員の個人情報につきましては、会員募集を適正かつ円滑に行う目的にのみ使用させていただきます。

